

大阪府消費生活センター 3月の相談件数（速報値）

相談件数 738 件（対前月比 7.4%増、対前年同月比 1.5%増）

全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	化粧品	83件
2位	電気	27件
3位	賃貸アパート・マンション	26件
4位	健康食品	25件
5位	移动通信サービス	20件
	インターネット接続回線	20件

- ・1位の「化粧品」に関する相談のうち、美容液等の「定期購入」の相談が83件中77件でした。「お試しのつもりで注文したところ定期購入になっており、電話がつながらず解約できない」等の相談が引続き多く寄せられました。
- ・2位の「電気」については、価格・料金に関する相談が17件でした。
- ・4位の「健康食品」25件のうち、21件がダイエットサプリ等の「定期購入」の相談でした。1位の「化粧品」と合わせると「定期購入」に関する相談は98件になりました。契約当事者は50歳代が最も多く27件、60歳代が24件、70歳代が12件でした。50歳以上が65パーセントを占め、ほとんどがインターネット通販によるものでした。

65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	化粧品	20件
2位	インターネット接続回線	7件
3位	携帯電話	6件
	工事・建築	6件
	移动通信サービス	6件

- ・2位の「インターネット接続回線」については、訪問販売によるものが2件、電話勧誘販売が1件、「家電製品を購入しに行った店舗で回線の新規契約を勧められた」といった店舗購入の相談が寄せられました。
プロバイダーを変更する場合、解約違約金の支払いが必要な場合があります。契約しても、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、「初期契約解除制度」を利用することで、通信事業者の合意なく、利用者の申し出によって契約を解除することができますが、利用した分のサービス料、工事費用、事務手数料については支払う必要があります。